

## 株式会社河本土木建設 行動計画(第3回)

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

### 1.計画期間

2022年12月1日 ~ 2027年11月30日までの5年間

### 2.計画内容

#### (目標)

- ・出産した社員又は配偶者が出産した社員に対して記念品を贈る。
- ・育児休業中に会社の状況や建設業界の動向等の情報を2~3ヶ月に一度定期的に伝える。
- ・看護休暇制度を法定より上回る措置(無給で子が1人の場合は8日(年間)、2人以上の場合は13日(年間)を限度として小学校3年生修了まで)を取得できるようにする。
- ・子の義務教育期間中、参観日などの学校行事に参加するための休暇を社内規定有給日数とは別に有給で2日(年間)付与する。
- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供をする。

### 3.対 策

2022年12月

- ・役員会において制度を分析、検討する。

2023年4月

- ・分析、検討の結果、どの目標が当社に適しているかどうか最終検討のうえ単独、あるいは複数の制度を導入する。

2024年4月

- ・制度導入後1年ごとに行動計画を適宜見直し、最終的にどのプランを会社の恒久的な制度として残すか検討する。

2027年12月

- ・最終的に会社の恒久制度として残すものを就業規則に導入する。